【入院時の食事療養費について】

厚生労働省より令和７年４月１日から入院時食事療養費の費用に関する改正がありました。

これに伴い、入院中の食事代の負担金が下記のように変更になるため、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

所得区分	食事療養標準負担額	
	現在	令和７年４月１日から
住民税課税世帯	１食 490 円	**１食 510 円**
非課税世帯 （低所得Ⅱ）	過去１年間の入院が 90 日以内：１食 230 円 90 日以上：１食 180 円	過去１年間の入院が **90 日以内：１食 240 円** **90 日以上：１食 190 円**
（低所得Ⅰ）	１食 110 円	**変更なし**

新須磨リハビリテーション病院